

令和 8 年度東京都立水元特別支援学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 6 月 1 日

校 長 決 定

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を講じなければならない。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしたくなる心理」についての理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取組を教職員、児童・生徒、保護者等が連携して実施していかなければならない。

そこで本校は以下のように基本方針を定める。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 全ての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから確実に守ること
- (3) 学校におけるいじめの防止等のための対策は学校全体で組織的に取り組むこと
- (4) 都、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服すること

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法基本理念にのっとり、学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第 8 条)

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長、副校長、経営企画室長、生活指導主任、生活指導部副主任、各学部主任、特別支援教育コーディネーターを構成員とする「学校いじめ対策委員会」を設置する。また、重大事案の発生時には、東京都教育委員会に設置された附属機関と速やかに情報を共有し、重大事案の解決及び防止にあたる。

イ 所掌事項

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組を教育課程に定める。学期ごとのいじめ指導チェックリストの活用により、いじめに対する教職員全体の資質能力向上を図る。

ウ 会議

年2回定例会を行う。また必要に応じ臨時に実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生活指導主任、生活指導部副主任、各学部主任、特別支援教育コーディネーター。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

児童・生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめ防止に向けた取組を支援する。
- ・亀有警察署スクールサポーターと情報を共有し、対応策を協議する。
- ・家庭支援や児童・生徒の安全を確保するため児童相談所等、関係諸機関と連携し対応する。

ウ 会議

学校いじめ対策委員会からの要請により適宜開催

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、亀有警察署スクールサポーター、その他校長が定めた者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしたくなる心理」についての理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取組を教職員、児童・生徒、保護者等が連携して実施する

ア 教員の指導力の向上と組織的対応

(ア) 学校いじめ対策委員会の設置

- ・いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応する。

(イ) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止等に係る取組内容について、ホームページ等を通して公表する。

(ウ) 学級担任による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働き掛け

- ・学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の児童・生徒の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる児童・生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、児童・生徒から信頼され、相談されやすい学級担任として、児童・生徒との人間関係を構築する。

(エ) 学校サポートチームの設置

- ・いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、設置する。

(オ) いじめに関する研修の実施

- ・いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実にできるようなするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(ア) いじめに関する授業

- ・日常的に児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにする。

(イ) 弁護士等を活用した法教育の実施

- ・児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、必要に応じて、法教育の視点から、弁護士や行政書士等を活用する。

(2) 早期発見のための取組

ア 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめられた児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめた児童・生徒を指導する。
- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置き指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

イ 具体的な取組

(ア) いじめの「見える化」

- ・ 定期的なアンケート（年3回）と保護者への聞き取り、個別面談の実施、学年・学部による情報の共有、管理職・主幹教諭・特別支援教育コーディネーターによる校内巡回等を通じた児童・生徒の観察。

(イ) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ・ 児童・生徒の行動の記録、ファイリングの徹底、ファイリングされた情報やアンケート調査・個人面談等により把握した情報の共有

(ウ) 保護者・地域との連携

- ・ 学校便りや保護者会・PTAの活用。保護者相談の実施。児童館や学童クラブ、放課後等デイサービス事業所との連携

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・ 本校の教職員は、児童・生徒の遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童・生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ・ いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を絶対に守りその姿勢を示していく。
- ・ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「学校いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報共有を図る。「学校いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童・生徒から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめを認知した時点で東京都教育委員会及びいじめられた児童・生徒・い

じめた児童・生徒の保護者に報告し、事実確認の結果を随時、東京都教育委員会と情報共有するとともにいじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒の保護者に連絡する。

- ・いじめた児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく地域警察署や関係機関と連携して対処する。

- ・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地域警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめられた児童・生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童・生徒の事実関係の聴取とともに関係諸機関と連携して心のケアを行う。

- ・いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童・生徒に寄り添い支える体制をつくる。

- ・いじめられた児童・生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力の下、当該児童・生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童・生徒の安全を確保する。

- ・いじめられている児童・生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

- ・状況に応じて、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

- ・児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。

- ・いじめられた児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童・生徒を別室において指導し、いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

ウ いじめた児童・生徒又はその保護者への指導

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじ

めをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ・いじめた児童・生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめた児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を図る。

- ・児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。

- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室による特別の指導計画による指導や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の児童・生徒の保護・ケア

- ・被害の児童・生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

被害の児童・生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童・生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。

また、被害の児童・生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握する。

イ 加害の児童・生徒への働き掛け

- ・別室での学習の実施

被害の児童・生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童・生徒について、被害の児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

- ・警察への相談・通報

被害の児童・生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童・生徒を守るとともに周囲の児童・生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。

ウ 加害の児童・生徒とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば加害の児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童・生徒のケアを行う。

5 教職員研修計画

いじめ問題解決のための「いじめ総合対策【第3次・一部改定】上下巻」等を活用し、年度当初に研修計画を立て実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会の積極的な活用

学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

(2) 保護者相談の実施

年度当初から、教員による個別の保護者面談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(3) P T Aの活用

P T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 児童館や学童クラブ、放課後等デイサービス事業所との連携

児童館や学童クラブ、放課後等デイサービス事業所に対し、児童・生徒の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

(2) 子ども総合センターや児童相談所等との連携

子どものケアや家庭の支援が、必要に応じて連携が図れる体制を整えておく。

(3) 学区内の小・中学校等との連携

児童・生徒の休日や長期休業中等で、いじめやいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価においては、学校いじめ対策委員会の中で、組織としての対応が機能しているかを年1回点検し、必要に応じて、基本方針の見直し及び改善を行う。